

くまもつと旅スポコンテンツ販売促進事業業務委託 仕 様 書

1 業務名

くまもつと旅スポコンテンツ販売促進事業業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月23日（月）まで

3 業務の目的

熊本県では、熊本県スポーツツーリズム推進戦略「くまもつと旅×スポーツ推進戦略」にてスポーツ・アクティビティと熊本観光の強み（温泉・食など）を組み合わせたコンテンツの開発を戦略の1つと位置付け、「熊本の多彩な温泉（泉質）・食を活用したウェルネスツーリズムの推進」を図ることとして、関係市町村等とコンテンツの開発を進めてきた。

本事業の実施を通じ、年々高まる健康意向を観光ニーズと捉え、「気軽に参加、楽しく参加。一人で参加、何でも楽しめる」をコンセプトとし、これまでの観光で得ることのできないような解放感とストレス解消を実現し、普段の生活の質（QOL）の向上を目指すこととしている。

なお、これらの取組みは、4（3）のワーキンググループでの議論等を通じて行うこととする。

4 業務委託内容

受託者は「3 業務の目的」を達成するため、具体的な手法と実施内容について企画立案すること。なお、下記内容を盛り込み業務を実施すること。

（1）各コンテンツ（旅行商品）事業者へのコンサルティング業務及びコンテンツの販売力向上に係る課題改善に要する経費の補助

① コンテンツ事業者へのコンサルティング業務

- ウェルネスツーリズムのコンテンツを販売している事業者に対して、販売力向上に繋がるコンサルティングを行うこと。
- 事業の実施に当たっては、県北・県央・県南・天草・阿蘇エリアのうち、いずれか、または複数のエリアから選定して行うこと。
 - ・ 県北エリア・・・荒尾市、玉名市、玉名郡、山鹿市、菊池市、合志市、菊池郡
 - ・ 阿蘇エリア・・・阿蘇市、阿蘇郡
 - ・ 県央エリア・・・熊本市、宇土市、宇城市、下益城郡、上益城郡
 - ・ 県南エリア・・・八代市、八代郡、水俣市、葦北郡、人吉市、球磨郡
 - ・ 天草エリア・・・上天草市、天草市、天草郡

- コンサルティングを行うに当たっては、①委託事業者が把握しているコンテンツや、②本県事業にてこれまでに開発・販売しているコンテンツ※を支援対象とすることとし、①及び②から少なくとも3つのコンテンツの支援を行うこと（①及び②のいずれのコンテンツも含むこと）。コンサルティングを行う事業者の選定に当たっては、事業者へのヒアリング等を通じて行うこと。

※ コンテンツ（旅行商品）詳細は別添「プログラム一覧」参照

- コンサルティングの内容は、(3)のワーキンググループで議題として取り上げることとし、ワーキンググループ構成員で共有すること。

② コンテンツの販売力向上に係る課題改善に要する経費の補助

- ①のコンサルティング業務の対象となったコンテンツの販売力向上に取り組む事業者に対して、次のとおり補助を行うこと。

・対象となる経費：コンテンツの販売力向上に係る経費全般

※ただし、汎用性が高く、事業の特定用途に限定されない備品は対象外とする。

・補助額：改善に要する経費の2分の1（補助上限額 200 千円/件）

- コンサルティングを行った事業者の中から少なくとも2件の補助を行うこと。

(2) 情報発信ツールの作成

- 対象エリアのコンテンツについて、デジタルパンフレットや SNS 等の情報発信ツールを活用し、対象エリア内の観光情報とコンテンツの魅力を併せて発信すること。
- Web や SNS 等を活用した販売商品の情報発信に関しては、旅行者が必要とする情報を抽出・整理し、利用しやすい環境を整えたうえで実施すること。
- 本ツールは本県が運営するスポーツツーリズムのホームページ「KUMAMOTO SPORTS TOURISM〜くまもつと旅スポ〜」等に掲載することとするが、本委託事業終了後も、引き続き販売・情報発信可能な方法も検討すること。

(3) ワーキンググループによるコンテンツの磨き上げ・情報発信に向けた取組み強化

- ウェルネスツーリズムを推進し、コンテンツを販売又は造成している事業者で構成するワーキンググループを設置すること。
- ワーキンググループの構成員は、(1)のコンサルティング対象のコンテンツ事業者を必ず含むこと。

- 上記(1)(2)の事業を円滑に進めるため、ワーキンググループでの議論、共有等を実施すること。
- 議題内容に沿ってワーキンググループの参加者を変更するなど臨機応変に対応し、必要に応じて複数回開催すること。(年3回以上の実施を想定)

5 納期限

令和8年(2026年)3月23日(月)

6 成果物

事業実施に関する報告書 印刷物2部
電子データ

7 著作権

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、全て委託者に帰属するものとする。
- (3) 受託者は本件委託の履行に伴い発生する成果物について、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作権者人格権を行使しない。
- (4) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物(映像・写真・音楽等)を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (5) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

8 受託者の責務

- (1) 秘密の保持や個人情報の保護等を行う義務がある。
- (2) 委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は、義務を第三者へ引き受けさせることはできない。
- (3) 委託者の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (4) 業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)のために必要となった経費は受託者が負担する。
- (5) 関係法令を遵守し業務に当たること。

9 特記事項

- ・ 本仕様書に定めのない内容であっても、本県への誘客促進に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。

- ・本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議のうえ、解決するものとする。
- ・地域の様々な事業者との連携を密にするための工夫をすること。
- ・業務実施体制について、明示すること。
- ・スケジュール管理については、遅滞なく行うこと。
- ・その他、「3 業務の目的」を効果的に達成するための提案を行うこと（任意）。